

議案第 13 号

杉並区立産業商工会館条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 25 年 2 月 14 日

提出者 杉並区長 田 中 良

杉並区立産業商工会館条例の一部を改正する条例

杉並区立産業商工会館条例（昭和 40 年杉並区条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 特別集会室の項を削り、同表に次のように加える。

第 3 集会室	900 円	1,200 円	900 円	
---------	-------	---------	-------	--

別表第 2 特別集会室の項を削り、同表に次のように加える。

第 3 集会室	450 円	600 円	450 円	
---------	-------	-------	-------	--

附 則

- 1 この条例は、平成 25 年 7 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。
ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の杉並区立産業商工会館条例別表第 1 及び別表第 2 に規定する第 3 集会室の使用の承認に必要な準備行為は、施行日前においても行うことができる。

（提案理由）

第 3 集会室の利用料金を定める等の必要がある。